

見附市告示第82号

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月13日

見附市長 稲田 亮

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代の地域農業の活性化に向けた取り組みを実施する団体等へ支援することにより地域農業の振興を図るため、予算の範囲内において見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に農地（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）を所有し、又は借り受けている者

ウ 現に農業を営み、又は当該年度内に営農を開始しようとする者

(2) 農業者等が組織する団体 次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 2名以上の農業者で構成されている団体

イ 組織の過半数が農業者で構成されている団体

ウ 組織及び運営に関する規約が定められている団体

(3) 農業法人 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人であって、市内に事業所を有し、市内で主に営農活動を行うものをいう。

(4) 企業 市内に本社、本店、営業所等を構える者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

農業の持続的発展を支える担い手の育成・確保、農業の収益力強化、農業を軸とした地域活性化に向けた取り組みなど、直面する地域課題の解決にチャレンジする事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所又は事業所を有し、かつ、市税を滞納していない者で次に掲げるものとする。

- (1) 農業者等が組織する団体
- (2) 農業法人
- (3) 企業
- (4) その他市長が適当と認めるもの

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象事業に必要な経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 補助金の交付については、補助率は10分の10以内とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費から事業収入を除いた額に補助率を乗じた額のうち、予算の範囲内の額とし、交付限度額は、1申請あたり15万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付申請書（様式第1号（以下「交付申請書」という。））に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除

税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、市長に対し、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付決定前着手届(様式第2号)及び前条第1項の規定による交付申請書を提出した後に着手しなければならない。

2 前項ただし書により、申請者が補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合において、当該着手に係る損失等が発生した場合は、市長はその責任を負わないものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の適否を決定し申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)で補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするものは、見附市次世代農業チャレンジ応援事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、見附市次世代農業チャレンジ応援事業変更(中止)承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第10条 前条第1項ただし書の軽微な変更とは、補助事業に要する経費の配分の変更で、市補助金の額に変更がない場合又は市補助金の額が20パーセント

以内の減額となる場合とする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して2週間以内又は補助金の交付のあった日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに見附市次世代農業チャレンジ応援事業実績報告書(様式第6号)に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の返還事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、返還を命ずるときは、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金返還命令書(様式第8号)により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、本補助事業により取得した施設、設備又は機械を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第10号)に定められた耐用年数に相当する期間内において、処分を制限さ

れた財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

（団体名）

氏 名

電 話

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1-1号）
- (2) 構成員名簿（農業者等が組織する団体のみ）（様式第1-2号）
- (3) 組織運営に関する規約（農業者等が組織する団体のみ）
- (4) 申請年度の農家基本台帳（農業者のみ、農業委員会で交付）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(裏面)

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金の審査に係る
個人情報等に関する同意書

年 月 日

(宛先) 見附市長

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金の審査のため、申請者の住民基本台帳の記録の状況、市税の納付状況を閲覧することに同意します。

記

申請者：住 所 _____

氏 名 _____

様式第1-1号（第6条関係）

見附市次世代農業チャレンジ応援事業計画書

1. 事業の目的と効果

--

※ 本事業の実施における背景や目的、事業実施により見込まれる効果等を記入すること。

2. 事業の内容

--

3. 収支予算

単位：円

収入の部	区分	予算額	内訳
	市補助金		
	自己資金等		
	合計		
支出の部	区分	予算額	内訳
	合計		

4. 事業実施期間

着手予定年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日

様式第1-2号（第6条関係）

構 成 員 名 簿

団体名 _____

No.	農業者※	氏 名	住 所	役職等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 農業者は○をつけ、申請年度の農家基本台帳を添付すること。

様式第2号（第9条関係）

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付決定前着手届

年 月 日

(宛先) 見附市長

申請者 住 所

(団体名)

氏 名

電 話

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、別記条件を了承のうえ、事前着手しますので、届け出ます。

記

補助事業実施年度	年度
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
交付決定前着手を必要とする理由	
別記条件	(1) 本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても異議はありません。 (2) 交付決定を受けるまでの期間に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合においても、これらの損失は交付申請者が負担します。 (3) 事業の着手から交付決定を受けるまでの期間は、事業計画の変更は行いません。

様式第3号（第8条関係）

第 年 月 号
日

様

見附市長

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のこのことについて、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容	交付	交付決定額	円
		交付条件	(1) 補助金の交付対象となる事業内容は、 年 月 日付けの補助金交付申請書のとおりとする。 (2) 当該事業の内容を変更し、又は中止する場合は、変更（中止）承認申請書を提出すること。 (3) 当該事業を完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。 (4) 前各号に定めるもののほか、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
決定内容	不交付	理由	

様式第4号（第9条関係）

見附市次世代農業チャレンジ応援事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

（団体名）

氏 名

電 話

年 月 日付け（第 号）で補助金交付決定を受けた標記補助事業について変更（中止）したいので、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不用）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 号
日

様

見附市長

見附市次世代農業チャレンジ応援事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった標記補助事業については、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定内容	変更の承認	交付決定額	円
		交付条件	<p>(1) 補助金の交付対象となる事業内容は、 年 月 日付けの変更承認申請書のとおりとする。</p> <p>(2) 当該事業の内容を変更し、又は中止する場合は、変更（中止）承認申請書を提出すること。</p> <p>(3) 当該事業を完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、見附市野菜づくり等応援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。</p>
	変更の不承認	理由	
	中止の承認		

様式第6号（第11条関係）

見附市次世代農業チャレンジ応援事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 見附市長

申請者 住 所

（団体名）

氏 名

電 話

年 月 日付け（第 号）で補助金交付決定を受けた標記補助事業が完了したので、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第6-1号）
- (2) その他市長が必要と認めるもの

3. 補助金振込先

請求金額	円						
金融機関名	銀行 農協	信用金庫 信用組合	支店 支所				
預金種目	1 普通	2 当座					
フリガナ		口座番号					
口座名義人							

様式第6-1号(第11条関係)

見附市次世代農業チャレンジ応援事業実績書

1. 事業の内容

--

2. 収支決算

単位：円

収入の部	区 分	決算額	内 訳
	市補助金		
	自己資金等		
	合 計		
支出の部	区 分	決算額	内 訳
	合 計		

4. 事業実施期間

着手年月日	年	月	日
完了年月日	年	月	日

様式第7号（第12条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

見附市長

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助事業について、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

交 付 決 定 額	円
補 助 金 確 定 額	円
備 考	

様式第8号（第13条関係）

第 年 月 日

様

見附市長

見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで補助金交付額確定通知をした標記補助事業について、見附市次世代農業チャレンジ応援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じますので、期限までに必ず返納してください。

記

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	第 号
交付年月日	年 月 日
既 交 付 額	円
返 還 命 令 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 方 法	
返 還 命 令 理 由	